

令和 8 年度

事業計画書

自 令和 8 年 4 月 1 日
至 令和 9 年 3 月 3 1 日

公益財団法人 関東貸切バス適正化センター

令和8年度 事業計画

我が国の経済状況は景気に緩やかな回復の兆しが見られた一方、物価の更なる上昇が個人消費に悪影響を与えるなど、依然として大変厳しい状況が続いている。また、令和8年度もトランプ関税・同関税に対する対抗措置、サプライチェーンの寸断など世界経済の不確実性は高まることが予想され、日本経済に大きな不安をもたらしている。

貸切バス業界においては、訪日外国人旅行者の増加に伴い需要が高まってきたが、中国との関係悪化等先行きの不透明感を払拭できていない。今後の国際関係改善による人流回復、円安を背景としたインバウンド需要の一層の回復、実質所得の改善による個人消費の増加等で需要の増加が期待される場所である。ただ、関東においても地方部では観光需要の低迷が続いており、関東全域での一刻も早い需要の回復が望まれている。

また、令和7年度から（既販車の）デジタル式運行記録計の装着義務化、運転者の賃金水準の向上を図るための運賃改定や事業者自らの安全コストに対する投資状況を把握するための原価報告書の報告義務化が導入され事業者に対応が求められている。その一方で、令和8年4月1日より軽油の暫定税率廃止が予定されるなど、貸切バス事業を巡る新たな環境の変化が起きている。

このような状況の中で、当センターも巡回指導がスタートしてから本年度で10年目の節目の年を迎え、改めて『安全・安心がすべてに優先する』という強い決意の下で、より一層きめ細やかな巡回指導等の取組みを推進することにより、事業者の法令順守や安全意識の更なる向上を目指すこととしている。

I 令和7年度事業の実績

- 1 巡回指導については、特定の営業所に対する巡回指導の重点化の実施（再巡回指導）を含め概ね順調に推移し、年度末までには計画どおりの実施が見込まれる。
- 2 負担金については、令和7年度についても分割納付（前期・後期）の措置を採っており、令和8年2月現在で対象全事業者の約96%の納付となっている。
なお、コロナ禍で免除していた延滞金については、令和7年度から徴収することとした。
- 3 旅客からの貸切バス事業者の不適切な対応に関する苦情は寄せられていない。
- 4 貸切バス事業者以外の者による貸切バス事業を営む行為の防止を図るための啓発活動については、引き続き車内に設置するエチケット袋に啓発メッセージを印字したものを巡回指導時に貸切バス事業者に配布した。
- 5 貸切バス事業者の資質の向上を目的として、近年運輸規則等の省令改正のあった項目について、行政による講義に加え、適正化センターの指導員が巡回指導時に指摘の多い点呼や教育関係について「貸切バス事業管理者向け講習会」を開催した。（茨城県、群馬県、栃木県、山梨県）
- 6 令和8年3月「適正化事業指導員研修」を開催し、巡回指導の留意点や各関係法令の改正点の説明等を通じて、指導員の知見を深めることができた。
- 7 指導員（2名）が「運輸事業の安全に関するシンポジウム2025」に参加し、『安全管理体制構築のこれまでの歩みと安全に関する取組みや新たな課題』について知識を高めることができた。
- 8 令和7年4月からデジタコの装着が全車両に義務付けられたことから、指導員（2名）が「デジタコに関する理解向上セミナー」に参加して、労務管理や操作方

- 法等の講習を受け、そのノウハウを巡回指導に役立てることとした。
- 9 令和7年7月に全職員の研修として、全国で2事例（日立BRT（バス高速輸送システム）と松山市（株）伊予鉄グループ）ある自動運転バスの取組みについて、茨城交通にて説明を受け、その後、日立BRTへの乗車体験をした。
 - 10 令和6年度よりスタートした関東運輸局との定例会議（オンライン）は引続き月1回のペースで開催し、巡回指導に関する様々な課題等について意見交換を行った。

II これからの事業環境について

物価上昇を背景に、貸切バス事業者にとっては引き続き事業経営の厳しい環境が続いているが、円安の進行でインバウンド需要の堅調な回復も期待できるので、より一層の安全・安心の確保に向けた取組みが求められている。

また、運行の安全を確保するための方法として、ICT（情報通信技術）を活用した遠隔点呼や自動点呼が一定の条件の下に認められるようになったことから、貸切バス事業においてデジタル化が進展するものと見込まれている。

そのような最新技術に対応するためには、道路運送法に基づき、適正かつ効率的な事業運営を図るとともに、最新技術を念頭に置いた安全対策の推進、利用者利便の向上を柱とする適正化事業を的確に推進する必要がある。

具体的には、巡回指導については令和6年度よりスタートした特定の営業所に対する巡回指導の重点化を引き続き実施して、メリハリのあるきめ細やかな指導を推進するとともに、バス協会との合同研修や指導員研修を通して、最新技術の学習や指導員の質の向上を図ることとしている。

負担金の徴収については、経営基盤の安定の観点から昨年に引き続き早期の回収に努める。

また、様々な状況の変化に常に適切な対応がとれるよう当センターの体制整備をしておくことが重要であり、現行体制の下で効率的な運営体制を推進していく。

III 令和8年度事業計画基本方針及び個別方針

以上の事業環境を踏まえ、令和8年度は次のように展開する。

1 巡回指導業務

(1) 国土交通省の方針に沿って巡回指導を実施する。

それぞれの事業者の実情に沿った助言等事業者に寄り添うきめ細やかな指導を引き続き推進する。

(2) 地方バス協会との連携による、円滑な巡回指導体制を構築する。

(3) 指導員に対する一般研修のあり方について、行政と検討する。

2 負担金取扱業務

引き続きコンパクトで効率的な運営を図ることで、大幅な負担金水準の増加を極力減じるための不断の努力を継続する。

3 総務業務

総務業務については、公益財団法人として関係法令及び定款に基づき評議員会及び理事会を適時開催し、適正に業務を推進する。

また、法定委員会である適正化事業諮問委員会についても適宜開催し、答申結果を踏まえ効果的に業務を執行する。

4 苦情処理業務

旅客からの苦情・要望に適切に対応するとともに適正に処理する。

5 公益法人としての体制整備

- (1) 現行の公益法人体制を維持する。
- (2) 職員研修の実施及び巡回指導に係る地方バス協会との合同研修を実施する。
- (3) 貸切バス事業者の管理者向け講習会を実施する。

6 啓発活動及び広報活動

- (1) 貸切バス事業者以外の者による貸切バス事業を実施する行為の防止を図るための啓発活動を実施する。
- (2) 貸切バス事業に関する秩序の確立に資するための啓発活動及び広報活動を実施する。
- (3) 貸切バス事業者の事業の適正化を促進するための啓発活動を実施する。

この方針のもと、以下のとおり個別の事業を展開する。

1 巡回指導業務

- (1) 巡回指導業務については、国土交通省からの『一般貸切旅客自動車運送適正化機関の巡回指導の実施方法等について』の通達に沿って適切に実施する。なお、適正化事業の実施にあたっては、関東運輸局及び地方バス協会との連携を図り、効率的で実効ある指導体制を構築する。
令和8年度の巡回指導実施計画件数は、以下の表のとおりとする。

巡回指導実施計画数（令和8年度）

区分 月	実施 営業所数 (カ所)	内 訳		実施地区
		センター分 (カ所)	地方バス協会 委託分 (カ所)	
4月	102	40	62	関東運輸局管内
5月	102	40	62	関東運輸局管内
6月	110	40	70	関東運輸局管内
7月	110	40	70	関東運輸局管内
8月	102	40	62	関東運輸局管内
9月	102	40	62	関東運輸局管内
10月	109	40	69	関東運輸局管内
11月	119	40	69	関東運輸局管内
12月	104	40	64	関東運輸局管内
1月	101	38	63	関東運輸局管内
2月	96	38	58	関東運輸局管内
3月	62	27	35	関東運輸局管内
計	1,209	463	746	

- (2) 指導員を各種講演会、セミナー、研修等に参加させる等、職務の執行に係る資質の向上を図る。
- (3) センターが実施する巡回指導業務の一部及びこれに付帯する業務について以下に掲げる団体へ委託する。
 - ・一般社団法人東京バス協会
 - ・一般社団法人神奈川県バス協会
 - ・一般社団法人千葉県バス協会
 - ・一般社団法人埼玉県バス協会
 - ・一般社団法人茨城県バス協会

- ・一般社団法人群馬県バス協会
- ・一般社団法人栃木県バス協会
- ・一般社団法人山梨県バス協会

(4) 地方バス協会との連携

地方バス協会より指導員不足等のため当センター指導員の派遣要請があれば、指導員が出向き地方バス協会が行う巡回指導を円滑に実施するなど引き続き協力関係を構築する。

また、会議や研修会の意見交換等を通して情報の共有化を図る。

さらに、令和7年12月に『巡回指導の合同研修実施要領』を策定し、令和8年3月までにバス協会と合同研修を実施することになったが、令和8年度以降も年4～8回の合同研修を通じて指導員のスキルアップの向上と指導内容の平準化を一層促進させるとともに、実施した効果の検証を行う。

2 負担金取扱業務

負担金の大幅な増大を抑制するため、引続きコスト削減を図る。また、未納事業者の報告時期を早めるべく行政と検討し、早期にかつ確実に期限までに回収ができるように努力する。

3 苦情処理体制の整備

貸切バス利用者等から寄せられる苦情・要望等の受付業務については、電話及びインターネットで受付し、事業者及び関係団体に受付内容を通知して改善を求めるなど適正な処理を行う。

4 公益法人としての体制整備

- (1) 現行体制を整備し、効果的な運営体制を構築する。
- (2) 職員を適宜研修等に参加させ資質の向上を図る。
- (3) 貸切バス事業者や管理者向けにタイムリーな研修、講習会を実施する。
- (4) 業務処理体制は次のとおりとする。

区 分	配置人員 (人)		備 考
	7年度	8年度	
常 勤 役 員	1	1	首席指導員兼務
指導・苦情対応	1 2	1 3	非常勤指導員 6人
総務・徴収業務	3	4	指導員兼務 1人 非常勤職員 1人
合 計	1 6	1 8	

5 啓発活動及び広報活動

- (1) 貸切バス事業に関する秩序の確立に資するための啓発活動及び広報活動については、引き続き車内に設置するエチケット袋に啓発メッセージを印字したものを巡回指導先の貸切バス事業者に配布し活用していただく。
- (2) 重大事故を招く飲酒運転、薬物使用運転、妨害運転、過労運転、速度超過等を防止するため、関係機関等と連携を図りながら啓発活動を行い、コンプライアンス体制の確立を図る。
- (3) 事業者の安全意識の醸成するための講習会等を適宜計画実施する。